

2019年度障害福祉サービス事業者等指導監査報告書

1 町田市の指導監査について

(1) 指導及び監査の目的

町田市（以下「市」という。）では2017年度から、市内の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、指導及び監査（以下「指導監査」という。）を実施することとしています。

指導監査は、障害福祉サービス事業者等が法令等で定める最低基準及び指定基準等を遵守しているか等を個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置をすることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、市における障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 指導について

指導の類型には、実地指導と集団指導があります。

ア 実地指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行います。改善を要すると認められた事項については、後日、実地指導を行った障害福祉サービス事業者等に通知し、原則として実地指導日から60日以内に改善報告書の提出を求めます。

実地指導の権限は、東京都と区市町村にあります。市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

市は、東京都との申し合わせにより、2017年度は、市が所管する社会福祉法人の運営する障害福祉サービスのみを実地指導の対象としていました。

2018年度以降は、市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者等、市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については原則として3年に1回、その他の障害福祉サービス事業者等については必要に応じて実地指導を実施することとしています。

イ 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方式により行います。

(3) 監査について

自立支援給付に係る費用等の不正請求、著しく不当なサービスの提供が明らかな場合等には、監査を実施します。監査の結果、不正等が判明した障害福祉サービス事業者等に対しては、支援法第49条、第50条等に基づき、都知事が勧告、命令、指定の取消等の処分を行います。

なお、2019年度に監査の対象となった市内の障害福祉サービス事業者等は、ありません。

2 2019年度指導監査実施状況

(1) 実地指導の実施状況

2019年度の市の障害福祉サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指摘とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

対象事業数※ (①)	実地指導を行った 事業数(②)	②のうち文書指摘 を行った事業数 (③)	②のうち口頭指摘 を行った事業数	文書・口頭指摘事 項数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
(1) 市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者（(2)の事業者を除く）						
80	22	17	22	210	27.5%	77.3%
(2) 市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者						
34	10	9	10	77	29.4%	90.0%
(3) その他の障害福祉サービス事業者						
259	20	20	18	201	7.7%	100.0%
合計						
373	52	46	50	488	13.9%	88.5%

※2019年4月1日現在の数値

(2) 実地指導における主な文書指摘事例（事業別）

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護の事業で多い文書指摘の具体例	指摘 事業数
<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備が不足している。</p> <p>・利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、全従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずること。 ・障がい者虐待の相談・通報・届出先の掲示等の必要な措置を講ずること。 ・虐待防止責任者の設置を明文化すること。</p> <p><根拠法令></p> <p>・虐待防止法第15条、・都条例第155号第3条第3項</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>・全職員を対象として、虐待防止の研修を行ってください。 ・障がい者虐待の相談・通報・届出先を記載した文書を掲示してください。 ・重要事項説明書に記載する等により虐待防止責任者を明示してください。</p>	5
<p>介護給付費の額を利用者等に対して、通知していない。</p> <p>・法定代理受領により介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知すること。</p> <p><根拠法令></p> <p>・都条例第155号第27条第1項、・都条例第155号第43条第1項（第27条第1項準用）、 ・都条例第155号第43条第2項（第27条第1項準用）</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>・国保連から介護給付費を受領後、利用者へ介護給付費の額を通知してください。</p>	3
<p>業務管理体制の整備に関する事項の届出をしていない。</p> <p>・業務管理体制を整備し、都知事に対し、業務管理体制の整備に関する事項の届出すること。</p> <p><根拠法令></p> <p>・支援法第51条の2第1項及び第2項第1号、・支援法施行規則第34条の28第1項第1号及び第2号</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>・業務管理体制の整備に関する事項について、東京都へ届出を行ってください。</p>	3

(2) 生活介護、就労継続支援B型の事業で多い文書指摘の具体例	指摘 事業数
<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備が不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、全従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずること。 ・障がい者虐待の相談・通報・届出先の掲示等の必要な措置を講ずること。 ・虐待防止責任者の設置を明文化すること。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止法第15条、・都条例第155号第3条第3項 <p><改善の際の注意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象として、虐待防止の研修を行ってください。 ・障がい者虐待の相談・通報・届出先を記載した文書を掲示してください。 ・重要事項説明書に記載する等により虐待防止責任者を明示してください。 	9
<p>サービスの提供の記録を整備し、支給決定障害者等から確認を受けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、その他必要な事項を記載したサービス提供記録を整備すること。 ・サービスの提供の記録に際し、支給決定障害者等から確認を受けること。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都条例第155号第93条（第23条第2項準用）、・都条例第155号第188条（第23条第2項条準用） <p><改善方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供日、内容、その他必要な事項を記録したものを作成してください。 ・サービスの提供日、内容、その他必要な事項を記録したものについて、利用者から確認を受けてください。 	6
<p>サービスの提供により事故が発生した際、東京都及び町田市に事故報告を行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所にて事故等が発生した場合は、東京都、町田市及び利用者家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都条例第155号第93条（第40条第1項準用）、・都条例第155号第188条（第40条第1項準用） <p><改善方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告対象事故が発生した場合は、東京都及び町田市に報告を行ってください。 	5

(3) 共同生活援助、短期入所の事業で多い文書指摘の具体例	指摘 事業数
<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備が不足している。</p> <p>・利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、全従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずること。 ・障がい者虐待の相談・通報・届出先の掲示等の必要な措置を講ずること。</p> <p><根拠法令></p> <p>・虐待防止法第15条、・都条例第155号第3条第3項</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>・全職員を対象として、虐待防止の研修を行ってください。 ・障がい者虐待の相談・通報・届出先を記載した文書を掲示してください。</p>	5
<p>受給者証について、必要事項が記載されていない。</p> <p>・支給決定障害者等の入居又は退居に際しては、事業所の名称、当該入居又は退居の年月日その他の必要な事項を当該支給決定障害者等の受給者証に記載すること。</p> <p><根拠法令></p> <p>・都条例155号第197条の4第1項、・都条例155号第103条第1項</p> <p><改善方法></p> <p>・利用者の受給者証に受給者証記載事項を記載してください。</p>	4
<p>共同生活援助計画に位置付けのないまま加算を算定していた。</p> <p>・加算（夜間支援等体制加算（Ⅰ）、日中支援加算、（長期）入院時支援特別加算、（長期）帰宅時支援加算）を算定する利用者については、当該支援内容を共同生活援助計画に明確に記載すること。</p> <p><根拠法令></p> <p>・平18厚労告523別表第15の1の5の注1 ほか、・障発第1031001号第二の3(8)⑧ ほか</p> <p><改善方法></p> <p>・利用者の個別支援計画に、加算の算定に係る支援内容を明記してください。</p>	3

<p>(4) 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援の事業で多い文書指摘の具体例</p>	<p>指摘 事業数</p>
<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備が不足している。</p> <p>・利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、全従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずること。 ・障がい者虐待の相談・通報・届出先の掲示等の必要な措置を講ずること。 ・虐待防止責任者の設置を明文化すること。</p> <p><根拠法令></p> <p>・虐待防止法第15条</p> <p><改善方法></p> <p>・全職員を対象として、虐待防止の研修を行ってください。 ・障がい者虐待の相談・通報・届出先を記載した文書を掲示してください。 ・重要事項説明書に記載する等により虐待防止責任者を明示してください。</p>	<p>11</p>
<p>運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。</p> <p>・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制等の重要事項を掲示すること。</p> <p><根拠法令></p> <p>・厚労令第28号第23条第1項、・厚労令第29号第23条第1項</p> <p><改善方法></p> <p>・事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。</p>	<p>5</p>
<p>計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額を通知していない。</p> <p>・計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知すること。</p> <p><根拠法令></p> <p>・厚労令第28号第14条第1項、・厚労令第29号第14条第1項</p> <p><改善方法></p> <p>・国保連から計画相談支援給付費等を受領後、利用者等に対し、計画相談支援給付費等の額を通知してください。</p>	<p>3</p>

(5) 児童発達支援、放課後等デイサービスの事業で多い文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備が不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、全従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずること。 ・障がい者虐待の相談・通報・届出先の掲示等の必要な措置を講ずること。 ・虐待防止責任者の設置を明文化すること。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止法第15条、・都条例第139号第3条第4項 <p><改善方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象として、虐待防止の研修を行ってください。 ・障がい者虐待の相談・通報・届出先を記載した文書を掲示してください。 ・重要事項説明書に記載する等により虐待防止責任者を明示してください。 	5
<p>業務管理体制の整備に関する事項の届出をしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者を選任し、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届けること。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第21条の5の26第1項及び第2項第1号、 ・児童福祉法施行規則第18条の37第1号並びに第18条の38第1項第1号及び第2号 <p><改善方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務管理体制の整備に関する事項の届出書を記載し、関係行政機関へ届出をしてください。 	4
<p>運営規程等の変更が生じたにも関わらず、東京都へ届出を行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程等の内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ届出をしてください。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第21条の5の20第3項、・児童福祉法施行規則第18条の35第1項 <p><改善方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程等の変更に関する事項について、東京都へ届出を行ってください。 	4

根拠法令等

略称	正式名称
都条例第155号	平成24年東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
虐待防止法	平成23年法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
厚労令第28号	平成24年厚生労働省令第28号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
厚労令第29号	平成24年厚生労働省令第29号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
平18厚労告523	平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
障発第1031001号	平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
都条例第139号	平成24年東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
児童福祉法	昭和22年法律第164号「児童福祉法」
児童福祉法施行規則	昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」

(3) 集団指導の実施状況

2019年度は、下記のとおり集団指導を実施いたしました。

実施日	対象事業者	対象事業所数 (①)	参加事業所数 (②)	出席率 (②/①)	主な内容
2019年10月25日	・共同生活援助 (グループホーム)	36	28	77.8%	・実地指導の概要について ・実地指導における主な指摘内容 ・労働関係法令の遵守について
2020年1月22日	・計画相談支援 ・障害児相談支援	25	19	76.0%	・実地指導の概要について ・実地指導における主な指摘内容